

附則

会費規程

1. 定款第6条にもとづき、入会金および年会費を以下のように定める。
 - (1) 入会金：入会金は0円とする。
 - (2) 正会員、および団体会員の年会費は10,000円とする。
 - (3) 名誉会員、功労会員、特別名誉会員からは年会費を徴収しない。
 - (4) 学生会員の年会費は2,000円とする。
 - (5) 賛助会員の年会費は別に定める賛助会費内規による。
 - (6) エキスパート会員の年会費は2,000円とする。
2. この規程の変更は定款第19条にもとづき、代議員会において代議員の過半数が出席し、出席した当該代議員の過半数の議決をもって行う。

附則

この規程は平成23年6月2日より施行する。

附則

この規程は平成25年3月27日より施行する。